

役員の使用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人若樹会定款第8条第2項及び第21条第2項の規定に関する必要な事項について定める。

(費用弁償)

第2条 役員（理事・評議員・監事）が、理事会・評議員会等に出席する場合は、日当及び昼食等の現物を支給することができる。

役員が、その業務にあたる場合は、日額3,000円を支給する。

2 役員が研修会等へ参加する場合は、若樹会旅費規程に基づいて支給する。

3 監事が、その業務にあたる場合は、日額6,000円を支給する。

4 評議員選任・解任委員会に出席する委員には、日額3,000円を支給する。

附 則

この規程は、平成14年8月23日から施行する。

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は 平成29年4月1日から施行する。